

公 示

一般タクシー事業における今般の運賃改定申請の審査等の
取扱いについて

平成 2 3 年 1 1 月 1 日

内閣府沖縄総合事務局長 樋谷 裕司

一般乗用旅客自動車運送事業の運賃改定申請の審査における運賃原価及び所要増収率の算定については、「一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金の認可申請の審査基準について」（平成 1 4 年 1 月 1 7 日付け公示第 3 号。以下「審査基準」という。）別紙 2 により行うこととしているが、平成 2 2 年度以降を実績年度とする申請に係る審査については、下記の通り取り扱うものとする。

記

1. 人件費及び所要増収額の算定

今般の運賃改定申請に係る審査を行う中、タクシー運転者の賃金体系が、従来にも増して歩合給中心の体系に移行し、審査基準における人件費の算定方法（毎年度の春闘で賃金の改定がなされることを前提とする考え方）は、必ずしも実態に即していない状況となっていることが確認された。一方、今般の運賃改定申請においては、運転者の労働条件の改善が主要な理由のひとつとして挙げられているところである。

こうした状況を踏まえつつ、タクシーサービスの質を維持するためには運転者の労働条件につき一定の水準を確保することが必要であることを勘案し、今般の運賃改定申請に係る審査においては、実績における運送収入に対する運転者人件費の割合を維持したうえで健全な経営が成立する水準の運賃を設定するという考え方に立って、運転者人件費及び所要増収額の算定については、審査基準別紙 2 にかかわらず、原則として以下の方法による。

(1) 運転者人件費の算定

運転者人件費の算定は、下記の式によることとする。また、平年度の運転者人件費については、下記の算定式により得られた額に所要増収額に実績年度歩合率を乗じた額を加えた額とする。

平均給与月額×支給延人員×（１＋退職金支給率＋厚生費支給率）…(A)

① 平均給与月額

翌年度…実績年度の平均給与月額に翌年度における運転者一人当たり運送収入伸び率を乗じた額

平年度…翌年度の平均給与月額に平年度における運転者一人当たり運送収入伸び率を乗じた額

② 支給延人員、退職金支給率及び厚生費支給率

審査基準別紙２による算定と同じ。

(2) 所要増収額の算定

所要増収額 ＝ 単純不足額 ÷（１－実績年度歩合率）

① 単純不足額………運賃原価－収入

② 実績年度歩合率…実績年度の運転者人件費（厚生費を除く。）
÷実績年度の運送収入

（注）①の平年度の運賃原価を算定する際の人件費については、上記(1)中(A)の額を用いるものとする。

2. 上限運賃及び自動認可運賃の公示に伴う措置

上記１．に述べた今般の運賃改定の趣旨にかんがみ、運賃改定後においては、各事業者において、確実に労働条件の改善を図ることが必要である。このため、上限運賃及び自動認可運賃の公示に当たり、以下の事項を事業者団体に指導するものとする。

- ① 運賃改定実施後において、今回の上限運賃設定に係る査定の考え方に則って、各事業者において、適切に運転者の労働条件の改善措置を講ずること。
- ② 運賃改定の認可後、運転者の労働条件改善についての考え方を利用者に対して積極的に表明するとともに、運賃改定実施後の然るべき時期において、運転者の労働条件の改善状況について、自主的にその実績を公表すること。その際、賃金水準のみならず、実質的な労働者負担の軽減や手当て類の創設等これに関連して講じた措置についても併せて公表すること。

なお、公示の際に、広く査定の考え方や内容を開示するとともに、事業者団体における労働条件の改善状況の公表の結果が、運賃改定の趣旨を逸脱すると認められるときには、その事実関係を公表するとともに、必要な指導等を行うこととする。

3. 自動認可運賃の設定方法

自動認可運賃の設定方法について、運賃適用地域毎に次の各方法によって行うことが利用者利便の向上の観点から合理的と判断した場合には、それぞれ当該各方法により行うことができるものとする。

(1) 車種別の自動認可運賃の設定

特定大型車及び大型車の運賃額について、普通車運賃額の割増相当額とせずに、それぞれ審査基準別紙３により自動認可運賃を設定する。

(2) 自動認可運賃の設定方法

自動認可運賃を設定する際、各車種区分間で初乗運賃額が同額となる場合の加算距離・運賃額について、原則、下位の車種区分で算定された加算距離・運賃額に合わせるなど、統一して設定する。

附則

本公示は、公示の日から適用する。